

平成24年度第3回米子市公共下水道等使用料審議会

日時 平成24年9月19日(水)
午後2時10分から
場所 米子市下水道部中央ポンプ場

日程

1 開会

2 議事

(報告事項)

(1) 前回審議会開催結果について

(審議事項)

(2) 下水道事業の収支計画について

ア 使用料算定手順について

イ 収支計画の推計方法について

ウ 収支計画見込みについて

3 その他

配布資料一覧

- 3-1 第2回審議会議事概要
- 3-2 使用料体系の変遷
- 3-3 使用料算定作業フロー
- 3-4 下水道事業特別会計収支計画の推計方法
- 3-5 公共下水道の整備状況
- 3-6 平成24年度～平成33年度建設事業計画
- 3-7 収支計画作成資料
- 3-8 下水道事業特別会計 歳入歳出決算額の推移(見込み)
- 3-9 農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算額の推移(見込み)
- 3-10 赤字解消計画(案)

平成 24 年度 第 2 回 米子市公共下水道等使用料審議会議事概要

1 開会

委員 11 人の内 9 人出席により定足数を満たしており、本会が成立していることを確認

2 議事

(報告事項)

(1) 前回審議会開催結果及び追加資料について (資料 1)

[説明者] 事務局 (宇田次長)

(概要)

前回審議会の議事内容について説明。前回審議会において、時間の都合上審議できなかった「下水道事業の財政状況について」は、本日の議事としています。続いて、第 1 回審議会
で依頼のあった追加資料について説明しました。

[質疑] なし

(2) 放流水質測定結果について (資料 2)

[説明者] 事務局 (岩本次長)

(概要)

第 1 回審議会において (資料 1. 議事概要 4 ページ)、細井会長から処理場ごとの BOD データ資料について依頼があり、すべての測定項目について基準をクリアしていることを説明しました。

[質疑] なし

(3) 規模別汚水量及び収入状況について (資料 3)

[説明者] 事務局 (宇田次長)

(概要)

第 1 回審議会において (資料 1. 議事概要 5 ページ)、中山委員から 2 ヶ月当たり 1,000^m を超える事業所、同じく 5,000^m を超える事業所について資料の依頼がありました。

また、加藤委員から大口使用者の納付状況について資料依頼がありました。

・ 2 ヶ月で 1,000^m を超える事業所…調定件数 994/181,254=0.5%

調定額 580,000,044/1,682,445,059=34.5%

収納率 573,886,712/580,000,044=98.9%

・ 5,000^m を超える主な事業所…鉄道事業者、大口の総合病院、大口の旅館ホテル、リネンサプライの最大手、水産会社の大手。

・ 水量ランクが大きいところ (2,000^m 超) は、収納率が高くなっています。

[質疑] 加藤委員

資料 3 の水量ランク別の収納率についてはどのような受け止め方をすればよいですか。どのように考えておられますか。

[回答] 事務局（宇田次長）

収納率については、基本的に100%が望ましいです。資料3に挙げておりますのは現年度分についてですが、収納できなかつたものについては年度を越えて督促や差押えといった措置をしておりますし、財産もなくてどうしようもなくて時効になって不納欠損に至るものもあります。ただ、負担の公平性ということを考えれば、当然100%を目指していく必要があると思います。

(4) 公共下水道未接続施設について（資料4）

[説明者] 事務局（岩本次長）

（概要）

第1回審議会において（資料1. 議事概要5ページ）、加藤委員から公共施設の未接続施設一覧表の提出依頼がありました。平成23年度末で公共下水道が39施設、農業集落排水施設が3施設の計42施設うち4施設は、平成24年度に接続予定（予算措置済み）です。

施設は、原則として水道メーター設置施設ごとに数えており、例えば、いわゆる東山運動公園は東山体育館、水泳場等の大きな施設からスポーツ広場横のトイレ等の小さなものまでそれぞれ1件として数えており、運動公園全体では11件の施設があります。

順次接続を行っていますが、供用開始区域の拡大に伴い、未接続施設が増えています。今後も計画的な予算措置を行いながら、未接続施設の解消に努めていきます。

[質疑] 細井会長

こういう市の施設は、どのようにして接続の指導をされていますか。

[回答] 事務局（岩本次長）

工事施工時に、担当課に、工事説明と合わせ供用開始後の下水道接続のお願いをしております。

[質疑] 細井会長

どのようにして接続の順番が決まるのですか。また、各担当課で予算要求して、結果的には予算がないということもあるわけですか。

[回答] 事務局（藤岡係長）

市が何か事業を行うためには予算を組んで、議会の承認を得なければなりません。全体的に接続しなければならない施設は当然把握はしていますが、その中で市全体の予算を考えながら、優先順位を持って予算化がされています。そうして決定されたものから、順次公共下水道あるいは農業集落排水に接続を行っているという状況です。

（審議事項）

(1) 下水道事業の財政状況について

ア 下水道事業及び農業集落排水事業の歳入歳出決算額の推移等について（資料5及び当

日配布資料)

[説明者] 事務局 (藤岡係長)

(概要)

全体の規模及び概要等

- ・米子市の財政状況 (一般会計) について説明しました。
- ・下水道事業特別会計の会計規模は60億円前後、その年の建設工事の状況で増減が生じます。米子市の一般会計の1/10強です。
また、農業集落排水事業特別会計は、平成20年度に管渠整備事業が完了し、その後は7～8億円の規模です。
- ・特別会計の歳入歳出の各費目の内容及び下水道事業 (維持管理費と資本費) の財源について説明しました。
- ・雨水公費・汚水私費の原則について説明しました。

各年度の推移及び今年度末の決算状況

・下水道事業特別会計

平成23年度決算は、昨年度より累積赤字が若干減少し約4億円であること、歳出の公債費と歳入の地方債が平成19年度以降急激に増えているのは起債の借換えによるものであることについて説明しました。

・農業集落排水事業特別会計

建設事業は平成20年度で終了していること、累積赤字はないが赤字分を一般会計繰入金で対応していることを説明しました。

今回の審議会では、次回以降、使用料で賄うべき対象経費をどういったものにすべきか、その算定・考え方をご審議いただき、あわせて使用料の水準・体系はどのようにするのが本市にふさわしいかということをご審議いただくこととなります。

[質疑] 谷本委員

資料5について、公共下水道は汚水処理量と有収水量とでは数字が違うのに、農業集落排水の方は数字が同じです。これはなぜですか。

[説明者] 事務局 (宇田次長)

公共下水道は中心市街地の一部は合流式でやっており、雨水も一緒に処理しています。また、不明水という部分もありますので、処理水量と汚水処理量、それと有収水量に差が出ています。一方、農業集落排水の場合は、今まで料金体系が世帯人員割でしたので、水道料金からの水量というものを把握しておりません。そのため実際の使用水量と処理水量との差が分からないので、汚水処理量と有収水量を同じ数値にしているということです。ただ今年度料金統一し従量制にしましたので、1年後にはその状況が分かってくると思います。

[質疑] 谷本委員

私も農業集落排水の使用者ですが、今回かなりの値上げがあり、かなり痛みがあります。また、老人保健施設の方は、入浴もあるので5倍ぐらいの金額になっています。年間で見ると今まで50～60万円だったのが、200～300万円になっています。そのことについてはどうお考えでしょうか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

これまで農業集落排水の事業所については、浄化槽の人槽別、事業所の規模とか人員で、浄化槽であれば何人槽であったであろうということから口数分を出しまして、例えば5人槽であれば5人を1口として口数を出しまして、その口数と人数等によって使用料を算定していたわけですが、それでいくとずっと定額になるわけですが、実際に下水に流されている量とは違ってくるわけです。仮に事業所が公共下水の地区に立地していたとしたら、元々5倍だったという状況であるわけです。料金統一につきましては淀江町との合併からの課題でしたので、確かに個人や事業所として負担が増える痛みは分かるんですけども、市内全体の公平性という観点で料金統一をした部分がございますので、そのあたりご理解いただきたいと思います。経営努力についてもこれまで以上にしていきたいと思っております。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

補足になりますが、第1回資料のQ&AのQ12とQ13に、谷本委員さんのご質問の答えではないですが、関連しているものを載せております。

[質疑] 宇田川委員

資料5で使用料収入が年々上がっているのは、処理水量が増えてきたからですか。または前々回の値上げが要因ですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

平成19年度に約15%値上げをしておりますし、また、このところ60haを超える面整備を行っております。また、接続率の増加により増えている部分もあります。一方では人口減少、節水など下がる部分もあります。もちろん景気の動向にも左右されます。

[質疑] 佐藤委員

一般会計からの繰入金について、料金を改定する上で一番ポイントになる気がします。市の財政当局はどう考えているのでしょうか。

[質疑] 事務局（宇田次長）

市の財政当局ではありませんが、市の財政も非常に苦しい状況でして、確かに繰出基準でいきますと、もう少し繰出金があってもよいのではないかとも思いますが、一般会計から見れば繰出しにも限界がありまして、福祉関係ですとかいろんなところに税金をまわしていかなければなりませんので、20億円程度でとめているのが実態であろうと思います。ただ、おっしゃいますように使用料と一般会計繰入金は、維持管理と地方債の元利償還金

という同じところに充てられるものですから、片方が減れば片方が増えるというのは確かにそのとおりでございます。

[質疑] 佐藤委員

赤字解消目標である平成28年度まで、20億円の繰入れが続くものと考えていいわけですか。

[質疑] 事務局（宇田次長）

一応そのとおり希望しております。繰出基準も解釈の仕方幅がありますが、私ども下水道部としましても、できれば繰出基準最大値（22億円程度）出していただくよう働きかけをしております。ただ、財政部局の査定というのは対前年度の変化を考慮されますのでいきなり20億円が最大値（22億円）になるということではなく、20億円レベルで続くと思います。今後、使用料も実際のその繰入金の見込みに基づいて考えていただけたらと思います。

イ 下水道事業及び農業集落排水事業の計画と実績の比較結果について（資料6）

[説明者] 事務局（藤岡係長）

（概要）

公共下水道事業は、前回（平成21年度）使用料審議会の答申付属資料の収支計画と比較したことを説明しました。また、農業集落排水事業は、平成18年度の収支計画と比較したことを説明しました。

※公共下水道事業について、計画値よりも赤字額は圧縮しておりますが、昨年3月の大震災の後からの景気の冷え込み等があり、経営努力はもちろん今後もしていきますが、今後は赤字額の大きな圧縮というのは今までほどは見込めないのではないかなと考えております。

農業集落排水事業は、現在、一般会計からの基準外繰入により赤字は発生していませんが、今後の市全体の財政状況次第では不透明な部分もあります。こちらも公共下水道事業と同様、今まで以上の経営努力が必要と考えております。

[質疑] なし

ウ 経営健全化への取組について（前回の資料10）

[説明者] 事務局（宇田次長）

（概要）

前回資料10をもとに、徴収率向上や維持管理費の適正化等を説明しました。

・料金について

現年度分徴収率平成23年度実績見込	実績
98.0% →	97.91%

滞納繰越分徴収率平成23年度実績見込	実績
28.86% →	29.02%

・水洗化率について

平成23年度実績見込 実績
84.5% → 85.4%

[質疑] なし

3 その他

(1) 今後のスケジュール、審議事項について

[説明者] 事務局（宇田次長）

(概要)

次回は、9月を予定しています。日程については、追ってご連絡します。

今後は、現在作成している中期財政計画をもとに、

- ・ 汚水処理の対象経費と使用料収入との比較
- ・ 公費負担と使用料対象経費の範囲の明確化
- ・ 資本費平準化債の借入について
- ・ 今後3年間の使用料対象経費（公費負担分を除く維持管理費及び地方債元利償還金）
について
- ・ 累進従量制、及び温泉排水と浴場排水の別料金体系の是非

等を順次ご審議いただきたいと考えています。

また、今回の議事録については、中山委員、宇田川委員にご承認いただき、確定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4 米子市下水道部内浜処理場施設見学

- ・ 屋上から全体を確認
- ・ 操作室

5 閉会

使用料体系の変遷

資料 3-2

条例制定・改正日	S49.7.3	S57.7.8	S60.10.1	S63.9.30	H5.3.26	H7.12.9	H18.12.25
条例施行日	S49.7.4	S57.8.1	S60.10.1	S63.10.1	H5.4.1	H8.4.1	H19.4.1
基本水量 A	8㎡	8㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡
基本使用料 B	320円	320円	500円	620円	670円	800円	1,100円
基本使用料単価 B/A (C)	40円/㎡	40円/㎡	50円/㎡	62円/㎡	67円/㎡	80円/㎡	110円/㎡
超過使用料の区分	無段階	4段階	5段階	5段階	5段階	6段階	6段階
最低単価 D	40円/㎡	50円/㎡	60円/㎡	75円/㎡	90円/㎡	108円/㎡	120円/㎡
最高単価 E	40円/㎡	65円/㎡	100円/㎡	150円/㎡	200円/㎡	241円/㎡	260円/㎡
D/C	100.0%	125.0%	120.0%	121.0%	134.3%	135.0%	109.1%
累進度 E/C	100%	162.5%	200.0%	241.9%	298.5%	301.3%	236.4%
E/D	100.0%	130.0%	166.7%	200.0%	222.2%	223.1%	216.7%
浴場汚水等 F	20円/㎡	20円/㎡	35円/㎡	50円/㎡	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡
F/C	50.0%	50.0%	70.0%	80.6%	82.1%	81.3%	63.6%

具体的使用料の体系

基本料金	8㎡まで	320円	8㎡まで	320円	10㎡まで	500円	10㎡まで	620円	10㎡まで	670円	10㎡まで	800円	10㎡まで	1100円
超過使用料 (従量料金)	8㎡超	40円/㎡	~50㎡	50円/㎡	~20㎡	60円/㎡	~20㎡	75円/㎡	~20㎡	90円/㎡	~20㎡	108円/㎡	~20㎡	120円/㎡
			~100㎡	55円/㎡	~50㎡	70円/㎡	~50㎡	90円/㎡	~50㎡	116円/㎡	~50㎡	140円/㎡	~50㎡	154円/㎡
			~1000㎡	60円/㎡	~100㎡	80円/㎡	~100㎡	115円/㎡	~100㎡	152円/㎡	~100㎡	183円/㎡	~100㎡	200円/㎡
			1000㎡超	65円/㎡	~1000㎡	90円/㎡	~1000㎡	135円/㎡	~1000㎡	183円/㎡	~500㎡	218円/㎡	~500㎡	236円/㎡
					1000㎡超	100円/㎡	1000㎡超	150円/㎡	1000㎡超	200円/㎡	1000㎡超	241円/㎡	1000㎡超	260円/㎡
浴場汚水	20円/㎡		20円/㎡		35円/㎡		55円/㎡		55円/㎡		65円/㎡		70円/㎡	
温泉汚水	なし		なし		35円/㎡		55円/㎡		55円/㎡		65円/㎡		70円/㎡	

平均改定率		45.0%	41.1%	42.9%	28.7%	18.0%	15.0%
改定理由等		物価上昇を考慮	温泉汚水を特別料金とした理由 ①汚れの程度がよい ②排水量が大きい ③他市の例がある なお、当時27件あった一般利用は水量把握の困難を理由に賦課せず。	自治省指示は、汚水資本費の80%を使用料対象経費に算入、当面、汚水資本費のうち私費負担すべきとされる部分の15%を算入することとした。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が42%から45%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担すべきとされる部分の34%を算入することとした。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が50%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担とされる部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。	市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて全額算入が原則だが、資本費平準化債等により、緩和を図った。

1.3 使用料算定の作業フロー

使用料算定の作業フローは概ね図 1 に示すとおりである。また、各作業の概要について後述するが、いずれの作業も各地方公共団体の実情に応じて、適宜、合理的な範囲で実態に即した検討を行うことが必要である。

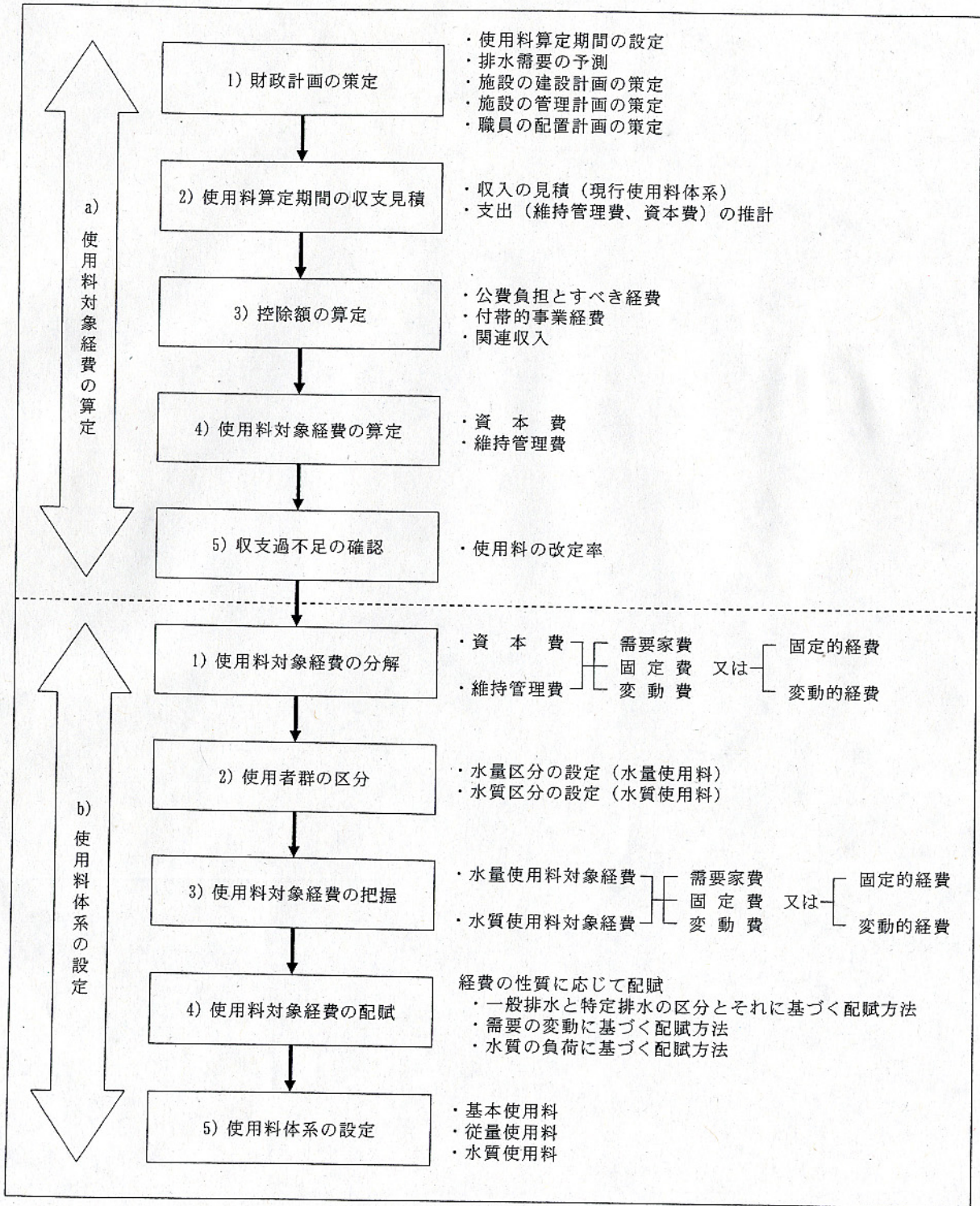


図 1 使用料算定の作業フロー

下水道事業特別会計収支計画の推計方法

資料 3-4

主な項目		推計方法	備考
新規整備面積		建設事業計画に基づき推計平均 年間47.1ha	
供用開始面積		前年度整備面積を供用開始面積とする。	
人口密度		今後整備区域… 28人/ha	整備区域内の平均人口密度(計画整備課算出)
人口動向		企画課作成人口推計を参照	
普及率	処理区域内人口 /行政区域内人口	管渠整備時点で88%を目標	
水洗化率 (接続率)	水洗便所設置済人口 /処理区域内人口	年0.2%上昇 (整備完了時の目標値を90%と想定)	行革大綱…H27年度末 公共、農集、合併浄化槽全体で86.0%を目標
有収水量	m ³ /年	一人当たり有収水量…節水型製品の普及、飲料水販売需要の増等を勘案して推計	
歳入	使用料	単価	平成24年度使用料単価(据置き)
		徴収率	行革大綱の目標徴収率とする。
	国庫補助金		建設事業に連動して推計
	市債		建設事業債…各年度の建設事業の見込みに連動して推計 資本費平準化債…累積赤字解消年度(平成28年度)まで借入れ特別措置分
歳出	施設管理 運営費 (一般管理費・施設管理費)	人件費	定員適正化計画を踏まえて推計
		人件費以外の経費	平成23年度決算額をベースに、対象経費の伸び率を勘案して推計
	建設事業 (管渠等 築造費)	管渠整備事業	建設事業計画に基づき推計
		処理場事業	建設事業計画に基づき推計
公債費		既発債については償還計画に基づいて推計 新発債については、市債の発行見込額に連動して推計	
繰出基準	地方債雨水分		管渠延長比率を加味(整備面積ha当たり250mとする。)
	特別債		現行特別債に資本費平準化債等の見込みを加味
	分流式分		各種按分比率にする。
	実繰入額		平成23年度決算額を上限とする。

＜下水道事業費について（財源）＞

下 水 道 事 業 費

建設改良費 管渠、ポンプ場などの建設費

(建設改良費財源イメージ図)

補助対象事業	単独事業
国費 (50% or 55%)	地方債 (95%)
地方債 (45% or 40%)	
受益者負担金 (5%)	

財源（負担区分）

- 公費**
- ・ 国庫補助金
(対象経費)
管渠等…
補助対象事業費の50%
 - ・ 終末処理場…
補助対象事業費の55%

- 私費**
- ・ 受益者負担金
(対象経費)
建設改良費の約5%

管理運営費

- ・ 維持管理費 . . .
管渠、処理場、ポンプ場などの管理費や人件費
- ・ 資本費 . . .
建設改良費の財源とするために借り入れた地方債の元利償還金

財源（負担区分）〔原則として、雨水は公費・汚水は私費負担〕

- 公費**
- ・ 一般会計繰入金
(対象経費)
雨水処理費
雨水処理に係る維持管理費
雨水処理に係る資本費
合流式下水道に係る資本費の6割が雨水分
分流式下水道に係る資本費の1割が雨水分
 - ・ 汚水処理費の一部（汚水公費分）
分流式下水道に係る汚水資本費の一部
(米子市の場合…
分流式下水道に係る資本費の5割が
汚水公費分)
 - ・ その他

「繰出基準」により、毎年度、国から一般会計繰出金(公費)の対象経費が示される。

- 私費**
- ・ 下水道使用料
(対象経費)
汚水処理に係る維持管理費
公費負担分以外の汚水資本費

	合流式	雨水6割	汚水4割
		公費	使用料対象経費
	分流式	雨水1割	汚水4割
		汚水公費分5割	

公共下水道の整備状況

資料3-5

平成24年3月31日現在

	内浜処理区	外浜処理区	淀江処理区	合計
全体計画面積	2,315 ha	2,514 ha	342 ha	5,171 ha
整備予定積	1,563 ha	1,713 ha	275 ha	3,551 ha
事業認可積	1,348 ha	1,040 ha	280 ha	2,668 ha
整備済積	1,116.6 ha	768.9 ha	270.3 ha	2,155.8 ha
事業認可区域の整備率	82.8%	73.9%	96.5%	80.8%
整備済人口	52,930 人	34,620 人	7,970 人	95,520 人
人口普及率	—	—	—	64.2%
水洗化人口	46,920 人	28,150 人	6,500 人	81,570 人
水洗化率	88.6%	81.3%	81.6%	85.4%
行政人口	—	—	—	148,866 人
供用開始年月日	S49.10.1	S55.11.1	H12.4.1	

平成24年度～平成33年度 建設事業計画

資料3-6

(単位:千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
整備面積(ha)	37.0	47.0	56.0	29.0	41.0
管 渠	1,415,340	1,260,350	1,510,000	1,210,000	1,095,000
ポンプ場	39,089	531,610	10,000	0	260,000
	用地購入費 39,089	中央ポンプ自家発電設備改築工事 500,000 用地購入費 31,610	中央ポンプ場汚水ポンプ機械設備 実施設計委託 10,000		中央ポンプ場汚水ポンプ機械 設備改築工事 200,000 新加茂・祇園ポンプ場 機械・電気設備改築工事 20,000 上福原ポンプ場設計委託 40,000
処理場	451,133	30,000	200,000	510,000	365,000
	■内浜処理場	□内浜処理場	□内浜処理場	□内浜処理場	■内浜処理場
	脱水機機械設備改築工事 221,918	細目除塵機・汚水ポンプ実施設計委託 10,000	処理水消毒設備実施設計委託 10,000	最初沈殿池実施設計委託 20,000	処理水消毒機械・電気 設備改築工事 65,000
	脱水機電気設備改築工事 81,900	■皆生処理場	■皆生処理場	■内浜処理場	脱臭設備機械・電気 設備改築工事 300,000
	水処理電気設備改築 143,850	汚泥棟受変電設備実施設計委託 20,000	水処理電気設備改築工事 150,000	細目除塵機・汚水ポンプ機械設備 改築工事 90,000	
□皆生処理場		水処理機械設備改築工事 40,000	汚泥棟受変電設備改築工事 250,000		
水処理設備長寿命化計画策定委託 3,465			脱臭建築設備改築工事 150,000		
事業費合計	1,905,562	1,821,960	1,720,000	1,720,000	1,720,000

(単位:千円)

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
整備面積(ha)	37.0	52.0	50.0	62.0	60.0
管 渠	1,020,000	1,110,000	1,070,000	1,300,000	1,270,000
ポンプ場	250,000	400,000	350,000	0	0
	上福原ポンプ場土木増設工事 250,000	新加茂・祇園ポンプ場 機械・電気設備改築工事 100,000 上福原ポンプ場土木・建築 増設工事 300,000	上福原ポンプ場機械・電気 設備増設工事 350,000		
処理場	450,000	210,000	300,000	420,000	450,000
	■内浜処理場	■内浜処理場	■内浜処理場	■内浜処理場	■内浜処理場
	最初沈殿池機械・電気設備改築工事 400,000	高度処理土木増設工事 200,000	高度処理土木増設工事 300,000	高度処理機械設備増設工事 200,000	高度処理機械設備増設工事 300,000
	□内浜処理場	□内浜処理場		高度処理電気設備増設工事 100,000	高度処理電気設備増設工事 150,000
	汚水ポンプ・ブロワコントロールセンター 高度処理実施設計委託 50,000	汚水ポンプ・ブロワコントロールセンター 実施設計委託 10,000		汚水ポンプ・ブロワ コントロールセンター改築工事 100,000	
			□淀江処理場 長寿命化計画策定委託 20,000		
事業費合計	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000

収支計画作成資料

資料3-7

処理区域面積の推移(見込み)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
新規整備面積 (ha)	60	37	47	56	29	41	37	52	50	62	60
処理区域面積 (年度末)	2,155.8	2,192.8	2,239.8	2,295.8	2,324.8	2,365.8	2,402.8	2,454.8	2,504.8	2,566.8	2,626.8
対前年度増減率	102.9%	101.7%	102.1%	102.5%	101.3%	101.8%	101.6%	102.2%	102.0%	102.5%	102.3%
供用開始面積 (ha)	83	60	37	47	56	29	41	37	52	50	62

処理区域内人口及び水洗化人口の推移(見込み)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
接続可能人口計 (人) A	91,127	92,446	93,112	94,048	95,221	95,494	96,085	96,555	97,419	98,213	99,165
水洗化人口 (人) B	77,820	79,134	79,890	80,881	82,081	82,507	83,210	83,810	84,754	85,642	86,670
水洗化率 B/A	85.4%	85.6%	85.8%	86.0%	86.2%	86.4%	86.6%	86.8%	87.0%	87.2%	87.4%

有収水量の推移(見込み)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
一人1日当たり有収水量 (リットル/日)	366	365	364	363	362	361	360	359	358	357	356
有収水量 (m ³ /年)	10,388,850	10,533,764	10,607,184	10,702,267	10,830,213	10,851,711	10,916,528	10,959,965	11,047,283	11,124,283	11,224,001

使用料の推移(見込み)

(単位:千円)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
現年度使用料調定額 (千円)	1,685,337	1,708,846	1,720,756	1,736,181	1,756,937	1,760,425	1,770,940	1,777,986	1,792,152	1,804,643	1,820,820
徴収率	97.9%	98.4%	98.5%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%
現年度使用料収入額 (千円) A	1,650,155	1,681,504	1,694,945	1,711,874	1,732,340	1,735,778	1,746,146	1,753,094	1,767,062	1,779,378	1,795,328
過年度使用料調定額 (千円)	104,709	109,500	105,087	100,423	95,607	92,478	90,305	88,910	88,018	87,583	87,449
徴収率	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%
過年度使用料収入額 (千円) B	30,391	31,755	30,475	29,123	27,726	26,819	26,189	25,784	25,525	25,399	25,360
使用料合計 A+B	1,680,546	1,713,259	1,725,420	1,740,997	1,760,066	1,762,597	1,772,335	1,778,878	1,792,587	1,804,777	1,820,688

(参考)処理水量等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間総処理水量(m ³)		14,199,662	14,236,424	14,513,366	14,564,617	15,096,122	15,730,943
対前年増減率		101.2%	100.3%	101.9%	100.4%	103.6%	104.2%
内訳	雨水処理水量(m ³)	1,074,262	1,037,135	1,006,255	1,198,741	762,044	746,030
	汚水処理水量(m ³) C	13,125,400	13,199,289	13,507,111	13,365,876	14,334,078	14,984,913
年間有収水量(m ³) D		9,505,147	9,677,362	9,745,348	9,918,353	10,337,595	10,388,850
有収率(D/C×100)(%)		72.4%	73.3%	72.1%	74.2%	72.1%	69.3%
水洗便所設置済人口1人当たり年間有収水量 (m ³ /人)		152	148	143	139	138	133
対前年増減率		94.3%	97.4%	97.0%	96.7%	99.6%	96.4%

一般会計繰入金の推移(見込み)

(単位:千円)

年度	実繰入金 A	基準内繰入金 B	雨水処理負担費	汚水処理費		繰出基準不足額 A-B	資本費平準化債 借入額 C	A+C
				維持管理費分	地方債元利償還分			
				平成19年度	2,166,867			
平成20年度	2,073,697	2,186,728	527,283	56,891	1,602,554	△ 113,031	289,000	2,362,697
平成21年度	2,075,057	2,177,980	529,007	39,457	1,609,516	△ 102,923	257,600	2,332,657
平成22年度	2,075,358	2,077,926	518,777	44,950	1,514,199	△ 2,568	300,000	2,375,358
平成23年度	2,060,271	2,148,067	535,748	58,656	1,553,663	△ 87,796	200,000	2,260,271
平成24年度	2,060,271	2,101,729	535,515	58,656	1,507,558	△ 41,458	200,000	2,260,271
平成25年度	2,060,271	2,186,075	564,573	58,656	1,562,845	△ 125,804	180,000	2,240,271
平成26年度	2,060,271	2,234,709	569,615	58,656	1,606,439	△ 174,438	180,000	2,240,271
平成27年度	2,060,271	2,247,184	568,354	58,656	1,620,174	△ 186,913	180,000	2,240,271
平成28年度	2,060,271	2,262,394	568,023	58,656	1,635,715	△ 202,123	180,000	2,240,271
計	20,752,605	22,008,344	5,542,931	544,665	15,920,747	△ 1,255,739	2,279,600	23,032,205

(注1)平成19年度から平成23年度までは決算額

(注2)維持管理費:水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、高度処理費のうち維持管理経費

資本費平準化債: 下水道事業は、先行投資が多額となる事業であり、処理施設の規模に比して普及の度合いが低いと処理原価は高くなる傾向がある。この高い処理原価をすべて利用者から徴収しようとする、利用者が負担できないほど高い使用料を設定せざるを得なくなる。また、本来後年度の利用者から徴収すべき先行投資部分も、現在の利用者から徴収することとなり、世代間のアンバランスが生じる。このため、資本費平準化債により、資本費の一部を後年度に繰り延べることとされている。

下水道事業特別会計 歳入歳出決算額の推移(見込み)

資料3-8

1 歳入

(単位:千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
受益者負担金	128,259	151,136	176,656	176,656	176,656	176,656	176,656	176,656	176,656	176,656	176,656
下水道使用料	1,680,546	1,713,259	1,725,420	1,740,997	1,760,066	1,762,597	1,772,335	1,778,878	1,792,587	1,804,777	1,820,688
その他の使用料	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332
総務手数料	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
国庫補助金	747,160	850,410	800,000	809,500	824,500	818,250	820,000	810,000	815,000	820,000	822,500
一般会計繰入金	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271	2,060,271
延滞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水便改造貸付金元利収入	87,100	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500	76,500
雑入	17,395	12,102	12,604	12,904	13,204	13,504	13,804	11,325	6,473	6,473	6,473
地方債	1,138,900	1,261,700	1,203,000	1,186,300	1,164,900	1,162,500	973,000	973,900	961,500	947,000	934,700
前年度繰越金	24,640	56,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財産収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5,885,945	6,183,172	6,056,125	6,064,802	6,077,771	6,071,952	5,894,240	5,889,204	5,890,661	5,893,351	5,899,462

2 歳 出

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
一 般 管 理 費	171,051	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311	154,311
施 設 総 務 費	355,872	326,814	326,954	327,094	327,234	327,374	327,514	327,654	327,794	327,934	328,074
施 設 維 持 費	542,617	581,032	601,032	621,032	641,032	661,032	681,032	701,032	721,032	741,032	761,032
事 務 費	130,293	123,605	123,605	123,605	123,605	123,605	123,605	123,605	123,605	123,605	123,605
管 渠 等 築 造 費	1,529,043	1,905,562	1,821,960	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000
災 害 復 旧 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元 金	2,128,340	2,116,904	2,230,636	2,322,706	2,359,582	2,405,141	2,404,328	2,388,770	2,385,056	2,358,911	2,313,478
利 子	881,800	892,113	863,034	841,875	818,199	792,770	767,145	739,082	710,980	682,273	653,318
繰 上 充 用 金	493,074	402,265	319,434	384,841	430,662	496,854	609,135	892,830	1,158,080	1,410,197	1,624,912
計	6,232,090	6,502,606	6,440,966	6,495,464	6,574,625	6,681,087	6,787,070	7,047,284	7,300,858	7,518,263	7,678,730

歳 入 総 額	5,885,945	6,183,172	6,056,125	6,064,802	6,077,771	6,071,952	5,894,240	5,889,204	5,890,661	5,893,351	5,899,462
歳 出 総 額	6,232,090	6,502,606	6,440,966	6,495,464	6,574,625	6,681,087	6,787,070	7,047,284	7,300,858	7,518,263	7,678,730
歳 入 歳 出 差 引 額	△ 346,145	△ 319,434	△ 384,841	△ 430,662	△ 496,854	△ 609,135	△ 892,830	△ 1,158,080	△ 1,410,197	△ 1,624,912	△ 1,779,268
翌 年 度 繰 越 財 源 額	56,120										
翌 年 度 からの 繰 上 充 用 額	△ 402,265	△ 319,434	△ 384,841	△ 430,662	△ 496,854	△ 609,135	△ 892,830	△ 1,158,080	△ 1,410,197	△ 1,624,912	△ 1,779,268

単 年 度 収 支	90,809	82,831	△ 65,407	△ 45,821	△ 66,192	△ 112,281	△ 283,695	△ 265,250	△ 252,117	△ 214,715	△ 154,356
うち資本費平準化債A	200,000	200,000	180,000	180,000	180,000	180,000	0	0	0	0	0
うち特別措置分B	224,000	216,000	208,000	200,000	192,000	184,000	176,000	168,000	160,000	150,000	140,000
A及びBを除いた単年度収支	△ 333,191	△ 333,169	△ 453,407	△ 425,821	△ 438,192	△ 476,281	△ 459,695	△ 433,250	△ 412,117	△ 364,715	△ 294,356

農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算額の推移(見込み)

資料3-9

1 歳入 (単位:千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
受益者負担金	4,589	869	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設使用料	151,570	150,788	151,000	151,755	152,514	153,276	154,043	154,813	155,587	156,365	157,147
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計繰入金	330,884	344,180	355,508	348,238	352,193	356,201	362,290	367,431	373,510	379,532	385,586
水便改造貸付金元利収入	89,800	50,943	36,000	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
雑入・その他	3,295	9,003	10,500	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	111,000	124,000	139,000	146,000	153,000	161,000	168,000	176,000	184,000	190,000	194,000
前年度繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 A	691,138	679,783	692,008	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733

2 歳出

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
総務管理費	38,084	39,308	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
施設管理費	233,507	209,759	208,600	172,500	159,200	161,100	163,000	165,000	167,000	169,000	171,000
施設総務費	90,604	51,731	36,600	20,500	5,200	5,100	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
施設維持費	142,903	158,028	172,000	152,000	154,000	156,000	158,000	160,000	162,000	164,000	166,000
元金	281,718	295,132	309,247	322,859	336,493	351,089	366,964	383,033	400,268	415,691	429,373
利子	137,829	135,584	132,161	128,634	125,014	121,288	117,369	113,211	108,829	104,206	99,360
繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 B	691,138	679,783	692,008	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳入総額	691,138	679,783	692,008	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733
歳出総額	691,138	679,783	692,008	665,993	662,707	675,477	689,333	703,244	718,097	730,897	741,733
歳入歳出差引額 C (A - B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越財源額 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度からの繰上充用額 C-D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単年度収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入れ額 E	116,124	135,217	149,180	139,856	141,801	143,899	146,687	149,225	152,073	154,897	157,679
うち資本費平準化債 F	111,000	124,000	139,000	146,000	153,000	161,000	168,000	176,000	184,000	190,000	194,000
E及びFを除いた単年度収支	△ 227,124	△ 259,217	△ 288,180	△ 285,856	△ 294,801	△ 304,899	△ 314,687	△ 325,225	△ 336,073	△ 344,897	△ 351,679

赤字解消計画(案)

資料3-10

(単位:千円)

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	平成27年度末までの3年間で累積赤字額 496,854千円を解消する場合(年165,618千円)		平成29年度末までの5年間で累積赤字額 892,830千円を解消する場合(年178,566千円)	
	資本費平準化債を 借り入れる場合	資本費平準化債を 借り入れない場合	資本費平準化債を 借り入れる場合	資本費平準化債を 借り入れない場合
算定期間内解消額 A	496,854	1,036,854	535,698	1,075,698
現行使用料 B	5,226,483	5,226,483	5,226,483	5,226,483
A/B	9.51%	19.84%	10.25%	20.58%

使用料改定率の影響

- 改定率が大きい場合は、受益者の負担感は大きくなるものの、累積赤字は早期に解消される。
- 改定率が小さい場合は、受益者の負担感は小さいが、赤字財政からの脱却に時間がかかることになり、次の問題点がある。
 - 赤字の解消が進まないということは、いつまでも大きな負債を抱えることになり、不必要な借入金利子を増やすことになるとともに、これからの世代に負担を先送りすることになる。
 - 処理施設など築30年以上経過しているものもあり、一部改築・改修が必要となるが、経費削減のため、年次的な改修等に対応できなくなる場合がある。
 - 受益者である下水道使用者から適正な使用料を徴収しないで、市民の税である一般会計からの繰入金により経費を賄うことは、下水道整備がまだなされていない地域の市民にとっては、不公平をもたらすことになる。